

【 画像診断 】

649 アミドトリゾ酸ナトリウムメグルミン（子宮卵管）の算定について

《令和7年8月29日》

○ 取扱い

子宮卵管に対するアミドトリゾ酸ナトリウムメグルミン（ウログラフィン注76%）の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

ウログラフィン注76%の効能・効果は「唾液腺撮影」であり、子宮卵管造影撮影での当該医薬品の使用は適応外である。また、子宮卵管造影撮影には、通常、リピオドール又はイソビストが使用される。

以上のことから、子宮卵管に対するアミドトリゾ酸ナトリウムメグルミン（ウログラフィン注76%）の算定は、原則として認められないと判断した。